

○世界遺産「佐渡島の金山」公式ロゴマークの使用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「世界遺産『佐渡島の金山』公式ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 ロゴマークは、世界遺産「佐渡島の金山」のシンボルとして普及啓発に向け各種媒体に用いることで、国内外への広範な認知度向上に資するものとし、「佐渡島の金山」の価値を将来にわたり継承する活動を地域団体や関係機関が一丸となって推進するために使用することを目的とする。

（定義及び仕様）

第3条 この規程においてロゴマークは、別記に掲げる図柄（グレースケールを含む）をいう。また、ロゴマークの仕様は、別添「世界遺産『佐渡島の金山』公式ロゴマークデザインマニュアル」に基づくものとする。

（ロゴマークに関する権利）

第4条 ロゴマークに関する一切の権利は、佐渡市（以下、「市」という。）に帰属する。

（使用の範囲）

第5条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- （1）佐渡市および新潟県
- （2）報道機関
- （3）その他（使用の届出により承認を受けた者等）

（使用の届出）

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ「世界遺産『佐渡島の金山』公式ロゴマーク使用届」（様式第1号）を佐渡市長（以下、「市長」という。）に提出し、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- （1）佐渡市および新潟県が「佐渡島の金山」の普及啓発を図ることを目的として使用する場合
- （2）報道機関が報道または広報の目的で使用する場合
- （3）その他市長が特に届出を要しないと認めた場合

(使用承認)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、「世界遺産『佐渡島の金山』公式ロゴマーク使用承認通知書」(様式第2号)により、ロゴマークの使用の承認するものとする。この場合において、市長は使用者に対して必要な条件を付することができる。

- (1) 佐渡市や新潟県の信用や品位を損なうおそれがある場合
- (2) 世界遺産「佐渡島の金山」のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合。
- (3) 「世界遺産『佐渡島の金山』公式ロゴマークデザインマニュアル」に従って使用しないおそれがある場合
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (5) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (6) 宗教的行事・活動および政治的活動等に使用し、または使用するおそれがある場合
- (7) 使用者またはその役員等(相当の責任の地位にあるものを含む。)が、佐渡市暴力団排除条例(平成条例第号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められる場合
- (8) ロゴマークの制定目的に反する場合。
- (9) その他市長が使用について不適当と認めた場合

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が認めた用途のみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 第3条に規定する仕様に従うこと。
- (3) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

(改善の指示等)

第10条 市長は、使用者が前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合には、使用者に改善を指示することができる。

- 2 市長は、使用者が前項の改善指示に従わない場合、ロゴマークの使用中止を指示することができる。
- 3 前項において、使用中止の指示を受けた使用者およびその関係者に損害が生じた場合であっても、市はその賠償の責を負わない。

(使用者の責任)

- 第11条 使用者がロゴマークの使用により市に損害を与えた場合、市長はその賠償を請求することができる。
- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに市に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(調査等)

- 第12条 市長は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について調査を行い、または使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(使用実績の報告)

- 第13条 市長は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出また報告を求めることができる。

(補則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用及び管理に関して必要な事項は、市長が別途定める。

附則

この規定は、令和7年2月21日から施行する。